建築物エネルギー消費性能向上計画認定(計画変更、軽微変更該当証明) 申請手数料概略(奈良市、橿原市、生駒市を除く)

申請部分の 用途	申請部分の床面積A[m2]		性能向上計画認定申請手数料[円]			
			標準計算/標準入力法		仕様基準/モデル建物法	
	I HUND ON WIND	, ([2]	奈良県へ直接申請	評価機関での評価 後に奈良県へ申請	奈良県へ直接申請	評価機関での評価 後に奈良県へ申請
戸建住宅	A ~	200	37,600	7,200	20,300	7,200
	200 ~ A		41,800	7,200	21,700	7,200
共同住宅	A ~	300	73,600	12,000	36,200	12,000
	300 ∼ A ∼	2,000	121,000	23,100	61,100	23,100
	2,000 ~ A ~	5,000	205,000	48,700	109,000	48,700
	5,000 ~ A ~	10,000	293,000	85,300	164,000	85,300
	10,000 ~ A ~	25,000	574,000	136,000	298,000	136,000
	25,000 ~ A ~	50,000	1,014,000	204,000	503,000	204,000
	50,000 ~ A		1,863,000	309,000	881,000	309,000
非住宅	A ~	300	238,000	12,000	92,300	12,000
	300 ∼ A ∼	1,000	297,000	19,300	117,000	19,300
	1,000 ~ A ~	2,000	383,000	30,000	153,000	30,000
	2,000 ~ A ~	5,000	545,000	85,300	247,000	85,300
	5,000 ~ A ~	10,000	671,000	134,000	321,000	134,000
	10,000 ~ A ~	25,000	793,000	168,000	386,000	168,000
	25,000 ~ A ~	50,000	904,000	210,000	452,000	210,000
	50,000 ~ A		1,127,000	293,000	585,000	293,000

- ※ 本表は、奈良県手数料条例で定める手数料を抜粋したものです。詳細については奈良県手数料条例別表第一をご確認ください。
- ※ 店舗付共同住宅については認定申請に係る建築物の部分に合わせて共同住宅と非住宅の手数料額を組み合わせた申請手数料が必要となるなど、 複合用途の建築物にあっては手数料額の組み合わせが必要となります。
- ※複数の建築物が連携してエネルギー供給をする場合の向上計画については、建築物毎に手数料額を算定し、合算した額が申請手数料となります。